

年金記録確認第三者委員会における
あっせん・非あっせんの状況等について

平成25年11月26日

総務省行政評価局

年金記録確認中央第三者委員会事務室

I 年金記録確認第三者委員会の活動の概況

1 累計受付件数及び処理件数

年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）は、平成19年6月に発足し、これまで6年以上にわたり年金記録にかかる申立てを処理してきたが、この間の累計受付件数及び処理件数は、25年9月末現在、受付件数が274,298件、処理件数が269,515件（日本年金機構（以下「年金機構」という。）段階で処理された件数を含む）となっている。

このうち、第三者委員会で記録訂正が必要と判断（あっせん（※））されたものは108,195件、訂正不要と判断された（非あっせんとされた）ものは117,924件である（表1）。

（※ 第三者委員会作成のあっせん案を踏まえ、総務大臣から厚生労働大臣にあっせん（総務省設置法に基づくあっせん）を行い、厚生労働省（年金機構）はこれを尊重して記録訂正

表1 受付件数及び処理件数（平成25年9月末までの累計）

| | |
|------------------|----------|
| 受付件数 | 274,298件 |
| 処理件数 | 269,515件 |
| 年金機構で処理 | 32,359件 |
| 記録回復 | 20,819件 |
| 取下げ等 | 11,540件 |
| 第三者委員会で処理 | 237,156件 |
| 記録訂正が必要と判断（あっせん） | 108,195件 |
| 訂正不要と判断（非あっせん） | 117,924件 |
| 取下げ等 | 11,037件 |

2 年度別の受付件数及び処理件数

年度別の受付件数及び処理件数は、受付件数が平成21年度（60,374件）、処理件数が22年度（68,795件）にそれぞれピークを迎えたが、それ以降は減少に転じ、24年度には受付件数（17,883件）、処理件数（20,623件）ともピーク時の30%にまで減少している。

また、平成24年度の処理件数（20,623件）のうち、記録回復が図られたものは13,600件で、取下げ等を除く処理件数（19,258件）の71%となっている。その内訳をみると、年金機構段階で記録回復されたものが60%（8,146件）、第三者委員会で記録訂正が必要と判断（あっせん）されたものが40%（5,454件）となっており、年金機構段階で記録回復されたものが多くなっている（図1）。

これは、平成23年10月以降、年金機構で新たな記録回復基準（包括的意見に基づくもの）による記録回復が開始されたことに伴う影響と思われるが、受付件数全体が減少傾向にある中で、第三者委員会へ転送された申立ての割合自体も年々低下し、平成24年度には52%（受付件数17,883件のうち転送件数9,354件）となっている（図2）。

図1 受付件数及び処理件数（年度別）

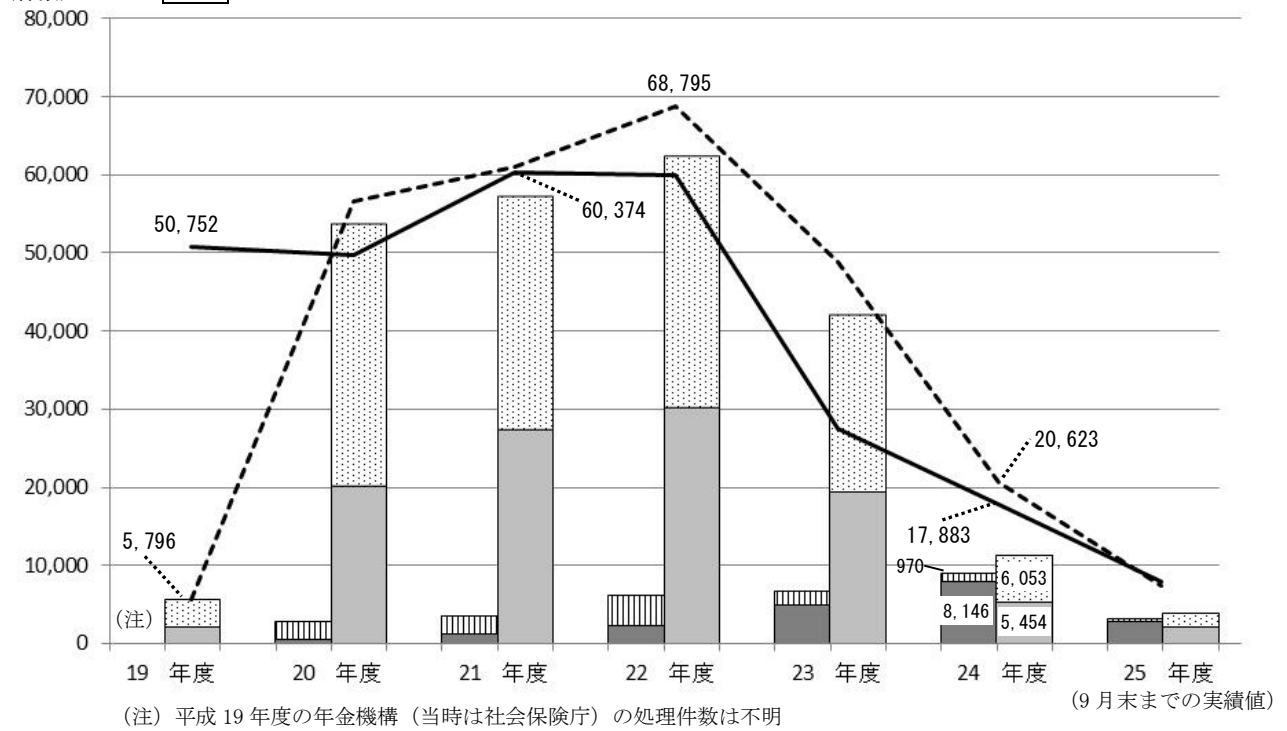
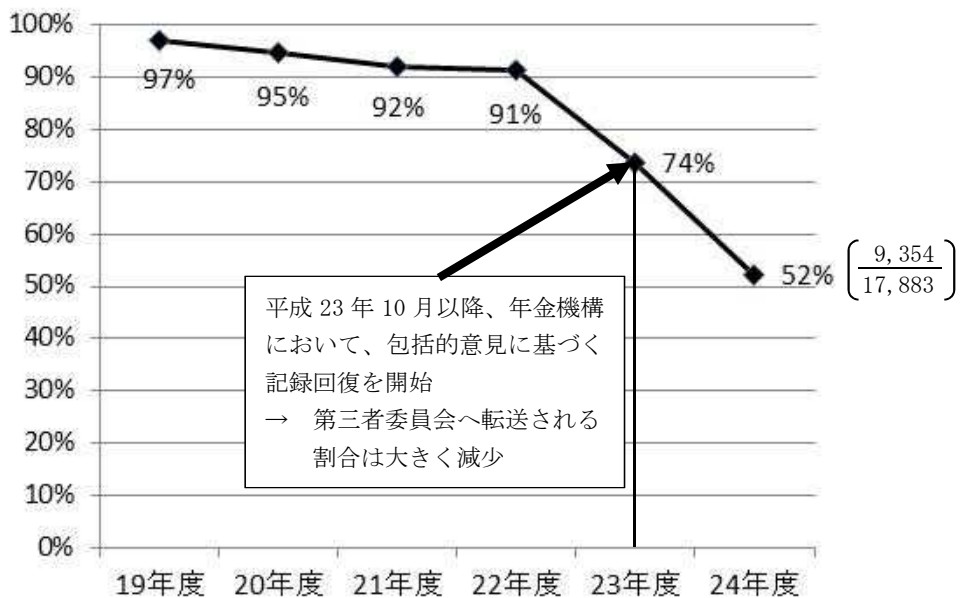


図2 申立てのうち、年金機構から第三者委員会へ転送された件数の割合



3 第三者委員会の体制

表 2 第三者委員会の審議部会数・委員数・事務局体制の推移

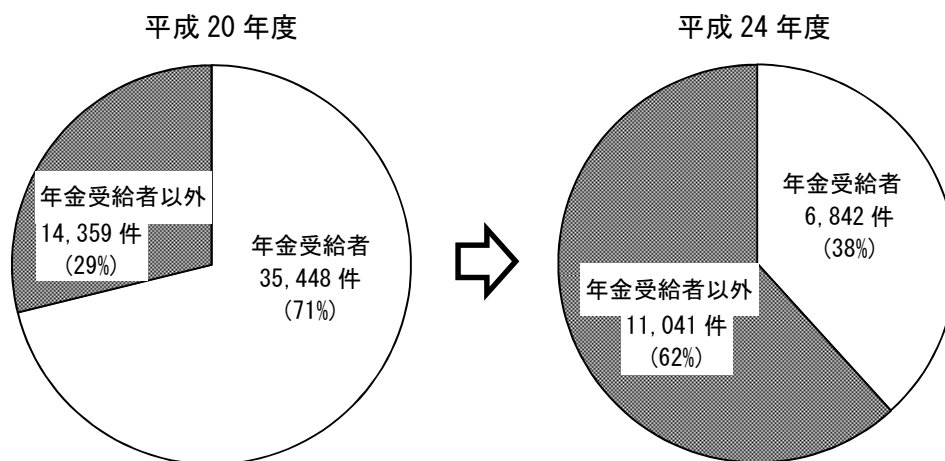
| 時点 区分 | 平成 19 年 7 月 12 日 | 平成 21 年 4 月 1 日 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 平成 25 年 11 月 1 日 (現在) |
|----------|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------------|
| 審議部会数 | 約 50 部会 | 約 240 部会 | 約 230 部会 | 約 60 部会 |
| 委員数 | 338 人 | 950 人 | 938 人 | 255 人 |
| 事務局体制 | 約 460 人 | 約 2,200 人 | 約 1,800 人 | 約 620 人 |

4 申立事案の現況

(1) 年金受給者以外（現役世代等）からの申立てが約 6 割

年金受給者からの申立ては、平成 20 年度には受付件数全体の 71% (35,448 件) を占めていたが、24 年度には 38% (6,842 件) にまで大幅に減少しており、現在は、年金受給者以外（いわゆる現役世代等）からの申立てが多くなっている（図 3）。

図 3 年金受給者別の申立ての状況（受付件数ベース）



(2) 第三者委員会への転送件数に占める再申立ての割合が増加

第三者委員会において一度訂正不要との判断が示されたものであっても、新しい資料・情報等が見つかった場合には再申立てをすることができる。

平成20年度には、第三者委員会への転送件数のうち再申立てが占める割合は1.0%(47,152件中448件)に過ぎなかったが、24年度には5.9%(9,354件中550件)となり、約6倍となっている(表3)。

なお、平成24年度に再申立てがあった550件のうち、記録訂正が必要と判断(あっせん)されたものは24件である。

表3 再申立ての状況

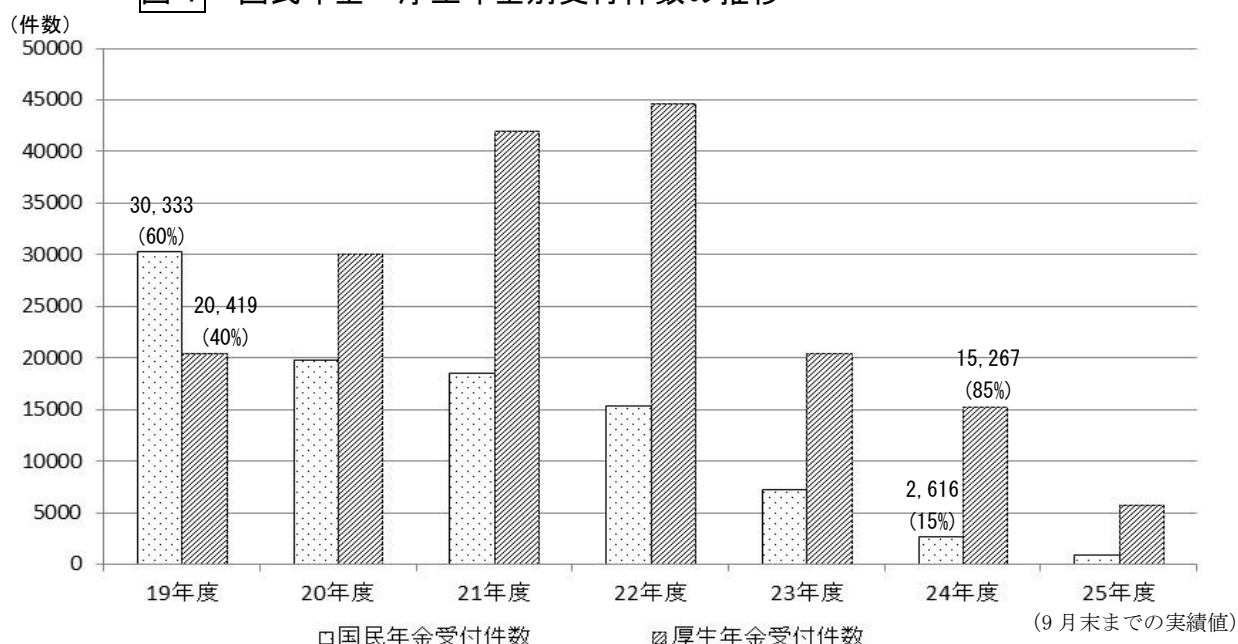
| 区 分 | 平成20年度 | 平成24年度 |
|--------------------------------|----------------|----------------|
| 第三者委員会への転送件数(注) | 47,152件 | 9,354件 |
| うち、再申立て件数 (転送件数に占める再申立ての割合) | 448件 (1.0%) | 550件 (5.9%) |

(注) 当該年度に受け付けた申立てのうち、年金機構段階で処理したものを除き、第三者委員会へ送付された件数である。

(3) 厚生年金についての申立てが約8割

受付件数の制度別内訳(国民年金・厚生年金別)をみると、第三者委員会発足当初の平成19年度は、受付件数(50,752件)のうち国民年金事案が60%(30,333件)であったが、その後は厚生年金事案の割合が増加し、直近年度の24年度には、受付件数(17,883件)のうち厚生年金事案が85%(15,267件)となり、申立ての8割以上が厚生年金事案となっている(図4)。

図4 国民年金・厚生年金別受付件数の推移



(4) 厚生年金事案について

ア 厚生年金特例法（※）によるあっせんが約 8 割

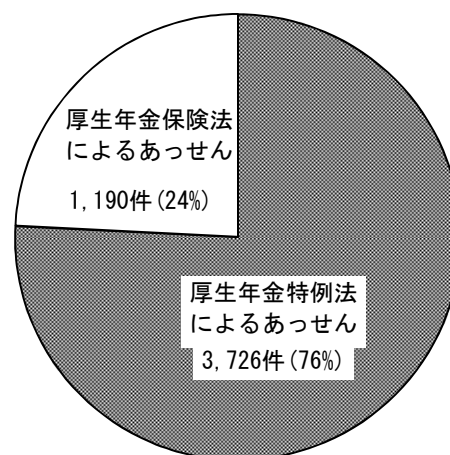
厚生年金事案については、事業主による届出・保険料納付があったと認められる場合には「厚生年金保険法」を適用し、また、被保険者から保険料控除をしているが事業主による保険料納付義務が履行されていない又は履行されたか不明の場合には、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号、以下「厚生年金特例法」という。）」を適用してあっせんすることとしている。

平成 24 年度に第三者委員会において記録訂正が必要と判断（あっせん）された厚生年金事案（4,916 件）について、その適用法令をみると、厚生年金特例法によるあっせんが全体の 76%（3,726 件）となっている（図 5）。

※ 厚生年金特例法（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律）

被保険者から厚生年金保険料を源泉控除（天引き）していたにもかかわらず、事業主が社会保険事務所（現在は、年金事務所）に対して、当該保険料の納付及び被保険者の資格関係等の届出も行っていたことが明らかでない事案について、厚生年金保険法では未納となった保険料の徴収権が時効（2 年間）により消滅した場合は、給付の対象とはならないとされているが、このような場合であっても、第三者委員会のあっせんを受けて、厚生労働省（年金機構）は年金記録の訂正を行い、年金給付を可能とする法律。

図 5 あっせんされた件数の適用法令別内訳（平成 24 年度）



イ 新しい年金記録についての申立てが増加

第三者委員会において記録訂正が必要と判断（あっせん）された事案のうち、その大半（あっせん事案 108,195 件のうち 76,402 件（71%））を占める厚生年金事案について、「記録訂正された期間の始期」をみると、総報酬制（賞与も含めた全ての報酬が保険料控除の対象となる）が導入された平成 15 年 4 月以降を始期とするものの割合が、平成 20 年度には 34%（記録訂正された期間の数 10,646 のうち、3,617）だったところ、24 年度には 49%（記録訂正された期間の数 7,309 のうち、3,587）にまで増加しており、近年は 15 年 4 月以降の比較的新しい年金記録についての申立てが増えている状況となっている。

ウ 一括申立ての状況

厚生年金事案については、事業主が届出を行っていない等の事務処理誤りが判明した場合、当該事業主自らが複数の従業員・元従業員等に代わって一括して記録訂正の申立てを行うことも可能（いわゆる一括申立て）であるが、平成 24 年度の厚生年金事案の受付件数（15,267 件）のうち、34%（5,154 件）が一括申立てとなっている。

なお、これら一括申立ての大部分は、事業主による賞与支払届の提出漏れが原因となっている。

II 非あつせん事案の判断事由

第三者委員会事務室では、申立人の主張や申立人から提出があった資料に加え、自ら職権により関係資料を収集し、関係者から事情を聴取する等により、申立人に有利な事情、不利な事情を含めでき得る限りの調査を行っている。

そのうえで第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあつせんに当たっての基本方針（平成19年7月10日総務大臣決定）」に基づき、これらの関連資料（納付事実等を推認するに足る証拠）や周辺事情（証拠ではないが判断に資する事情）及び申立内容を検討し、異なる複数の事由を総合的に判断した上で、申し立てられた年金記録の訂正が必要か否かの結論を得ている。

記録訂正が不要（すなわち非あつせん）とされた事案は、上記のような徹底した調査を行っても、なお、あつせんするに足る資料や事情が無いと判断されたものである。事案全体の約1割を抽出して、国民年金事案及び厚生年金事案それぞれについてみた場合、申立人について不利な事情として認定されたものは、表4及び5のとおりである。

表4 国民年金事案（抽出件数5,571）

| 主な事由 | 割合 |
|--|-------|
| 申立内容の矛盾・事実相違など、申立人の主張から判断したもの | 38.3% |
| 申立人が納付に非関与・納付者が死亡等により、詳細な納付状況が不明と判断したもの | 16.7% |
| 加入手続当初から保険料を納付することができなかった期間があるなど、納付の事実を認めることが困難と判断したもの | 29.0% |
| 配偶者・同居親族が同時期に未加入・未納記録となっているなど、配偶者・同居親族の記録から判断したもの | 6.0% |
| 申立期間の長さや回数などの事情から納付の事実を認めることが困難と判断したもの | 5.8% |
| 申立期間以外にも未納期間があるなどの事情から判断したもの | 2.4% |
| 預金通帳があるが保険料相当額の出金が認められないなど、関連資料の内容から判断したもの | 1.8% |

表5 厚生年金事案（抽出件数 7,366）

| 主な事由 | 割合 |
|--|-------|
| 申立事業所への勤務がなかった、または勤務は確認できるが申立内容に見合う保険料控除がなかったと判断したもの | 92.7% |
| ①申立人に係る資料（給与明細、賃金台帳等）の内容から、申立内容に見合う保険料控除がなかったと判断したもの | 9.5% |
| ②申立人に係る①以外の資料や雇用保険などの記録状況等から判断したもの | 21.4% |
| ③同僚に係る資料、厚生年金記録、雇用保険などの記録状況等から判断したもの | 16.7% |
| ④事業主の供述（回答）から判断したもの | 7.0% |
| ⑤社会保険事務担当者、同僚等の供述（回答）から判断したもの | 10.5% |
| ⑥あっせんにつながる資料、供述等が得られなかったことから判断したもの | 27.6% |
| 法令上、被保険者期間とならないと判断したもの | 3.6% |
| 不合理な記録訂正処理に申立人自らが関与したこと等から記録訂正を認めないと判断したもの | 3.7% |